

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士 事務所の 採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45	98
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54	116
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67	140
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
令和元年度	2,125	1,996	129	927	779	148	77	71	214
令和2年度	2,155	2,027	128	897	747	150	66	84	212
令和3年度	2,155	2,046	109	897	715	182			
令和4年1月	2,155	2,121	34	897	630	267			

- * 現在員は、12月1日現在である(ただし、令和4年は1月16日現在)。
- * 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む。
- * 74期は令和4年5月に任官予定であり、令和3年度の判事補任官者は0人。
- * 令和4年1月16日に、判事補から判事に83人任官した。
- * 五大弁護士事務所の採用者数は、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)に掲載されている情報に基づくものである。

出典：最高裁判所作成資料

令和4年3月4日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

福岡（令和3年5月12日）

上記の点を措くとしても、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有し、5割近い世帯がカメラを所有していること（乙A37。なお、原告14本人）などに鑑みると、平成20年から平成22年にかけて、テレビの価格が下落し、パソコンやカメラの品質が向上したことなどにより、生活保護受給世帯が全く恩恵を受けなかったということはできないし、**テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあり得る品目であって、生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にするというべきである。**また、仮に、生活保護受給世帯の消費実態や価格下落の大きさ（物価下落率の算定に与える影響）等を考慮してテレビやパソコン等を除外するとすれば、他の品目についても同様の考慮を行う必要がないか否かが当然に問題となる上、たばこなどの嗜好品をどう考えるかといったように、その除外品目の客観的な線引きは困難なものとなりかねないし、その線引きの基準によっては、かえって客観性を欠く恣意的なものとなるおそれもある。

したがって、平成20年から平成22年にかけてのテレビやパソコン等の価格下落や品質向上等が、デフレ調整における物価下落率の算定において相当程度影響していることは否定し難いが、非生活扶助相当品目を除外すること及びその除外品目の選定（線引き）につき一定の合理的な理由が認められる以上、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとは認め難く、原告らの指摘する点を踏まえてもなお、厚生労働大臣の判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとは認められない。

京都（令和3年9月14日）

なお、原告らの主張は、物価下落の主因となっているテレビ、パソコン等を対象品目から除外すべきであるとの趣旨とも解されるが、**テレビ、パソコン等は、生活保護受給世帯が生活扶助により購入することがあり得る品目であって、およそ生活扶助により支出することが想定されていない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にする。**また、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有し、5割近い世帯がカメラを所有していること（乙38）などに照らすと、平成20年から平成22年にかけて、テレビの価格が下落したり、パソコンやカメラの品質が向上したりしたことにより、生活保護受給世帯の消費が全く影響を受けなかったということはできない。さらに、仮に、生活保護受給世帯の消費実態や価格の下落幅、物価下落率の算定に与える影響等を考慮してテレビ、パソコン等を対象品目から除外するとすれば、他の品目についても同様の考慮を行う必要がないかを検討する必要があるが、例えば嗜好性の高いたばこを除外すべきか否かなど、除外品目に関する基準の設定について困難な問題が生じ、かえって客観性を欠く恣意的な取扱いと評価されかねないものであって、相当でないというべきである。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

金沢（令和3年11月25日）

また、平成20年から平成22年にかけてのテレビやパソコン等の価格下落や品質向上等が、デフレ調整における物価下落率の算定において相当程度影響していることは否定し難いものの、他方で、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有していること（乙36）などに鑑みると、平成20年から平成22年にかけてテレビの価格が下落し、パソコンの品質が向上したことなどにより、生活保護受給世帯が恩恵を受けなかったとはいえないし、**テレビやパソコンは生活扶助により購入することがあり得る品目であるから、生活扶助相当CPIにおいて除外された医療費、NHK受診料等の生活扶助により支出することが想定されない品目とは性質を異にするといえる。**

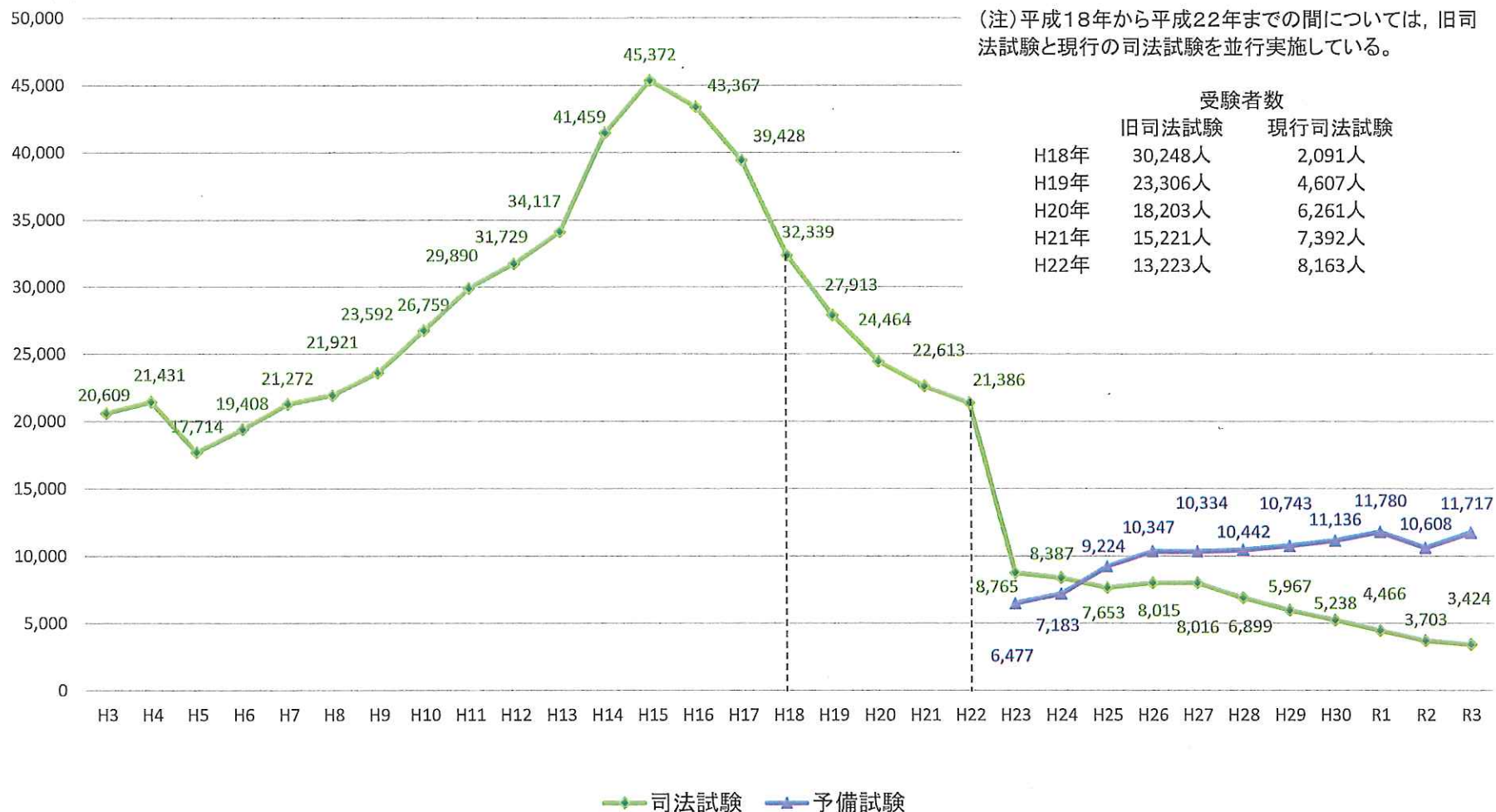
以上によれば、総務省CPIの品目の中から生活扶助により支出することが想定されない品目を除外したことをもって直ちに、生活扶助相当CPIによる物価下落率の算出方法が不合理であるということとはできない。

出典：最高裁判所作成資料

令和4年3月4日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

司法試験及び司法試験予備試験の受験者の推移

(人)



出典：法務省作成資料

令和4年3月4日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）